

平成23年度 第2回小牧市行政改革推進委員会会議録

- 1 開催日時 平成24年3月26日(月)
午前9時から10時10分
場 所 小牧市役所 本庁舎3階 第7会議室

2 出席者

(1) 推進委員会委員(敬称略)

氏名	所属団体等
松 浦 明 美	市民公募委員
稲 垣 孝 子	小牧市女性の会
上 田 浩 二	小牧商工会議所
落 合 勝 之	小牧市区長会連合会
松 田 敏 弘	特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワーク
伊 藤 大 悟	(社)小牧青年会議所
後 藤 久 貴	公認会計士
萩 原 聡 央	名古屋経済大学 法学部准教授

(2) 重点改革プロジェクトチーム委員

氏名	職名	
松 岡 和 宏	市長公室長	リーダー
秋 田 高 宏	総務部長	サブリーダー
伊 木 利 彦	総務部次長(総務担当)	委員
小 塚 智 也	市政戦略課長	委員
久保田 桂 朗	秘書広報課長	委員
舟 橋 逸 喜	人事課長	委員
鍛 冶 屋 勉	協働推進課長	委員

(3) 事務局

市政戦略課長 小塚智也 課長補佐 舟橋知生
行政経営係長 矢本博士 行政経営係主事 上原みよ子

(4) 傍聴者 1人

3 議題

(1) 重点改革プランの策定について

4 会議資料

資料1：～改革と創造の市政実現に向けて～重点改革プラン（素案）

資料2：小牧市行政改革推進委員会委員名簿

資料3：重点改革プロジェクトチーム委員名簿

資料4：事前質問

参考資料：自治基本条例制定方針

5 会議内容

（事務局）

大変長らくお待たせいたしました。本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席賜りましてありがとうございます。本日進行役を勤めます市政戦略課課長補佐の舟橋です。よろしくお願ひします。

会を始めます前に、市長公室長よりあいさつを申し上げます。

（市長公室長）

本日は、公私ともにお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃は、市政発展のためにご協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

昨年は、第4次小牧市行政改革大綱及び推進計画の見直しについて、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。おかげをもちまして、第4次小牧市行政改革大綱(改訂版)が策定されました。心よりお礼申し上げます。

市長は、「改革と創造」の市政の実現を目指し、マニフェストにおいて行政改革を断行することを掲げており、現在、その取組みを始めています。

そこで、第4次小牧市行政改革大綱(改訂版)と合わせて、マニフェストに掲げた行政改革項目の実現を図るため、本市が重点的に取り組む行政改革の指針となる「重点改革プラン」の策定を進めているところです。

本日は、重点改革プランの策定にあたり、推進委員会の皆様から貴重なご意見をいただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

（事務局）

ありがとうございました。

ただいまから、平成23年度第2回小牧市行政改革推進委員会を開催させていただきます。

まず、行政改革推進委員会委員の変更について報告させていただきます。昨年、小牧青年会議所から参加いただいていた富田様に代わり、伊藤様に当委員会にご参加いただくことになりましたのでご承知おき下さい。

また、本日は岡田委員、梅田委員が欠席されております。

なお、本日は庁内において重点改革プランの調査研究を行う組織である、重点改

革プロジェクトチームの委員と事務局として市政戦略課職員も同席させていただいております。お手元の資料3の「重点改革プロジェクトチーム委員名簿」にて紹介とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本委員会は昨年同様、公開とし、会議記録についても、ホームページにより公開いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、行政改革推進委員会会長であります、稲垣委員にごあいさつをお願いします。

(稲垣会長)

小牧市行政改革推進委員会の会長の稲垣でございます。

第4次小牧市行政改革大綱の見直しにあたり、昨年度から、本委員会において、大綱の見直しについてご協議をいただき、今年1月に策定されたところです。

本日は、先ほどあいさつでもふれられましたが、小牧市が重点的に取り組む行政改革の指針である「重点改革プラン」について、本委員会の意見を聴きたいとのことであり、急遽開催されることとなりました。

「重点改革プラン」は、行政改革大綱と同じく、市にとって大変重要な計画になります。

市民を代表してご出席いただいております委員の皆様には、積極的なご意見をいただくことをお願い申し上げてあいさつとさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。

これからの会議の取り回しは会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(稲垣会長)

それでは、これより議事に入ります。

議題(1)重点改革プランの策定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

市政戦略課長の小塚でございます。それでは、議題(1)重点改革プランの策定について事前にお配りしました資料により説明します。

資料1の1ページをご覧ください。

1の重点改革プラン策定の経緯ですが、小牧市は平成19年3月に策定した第4次小牧市行政改革大綱の計画期間を第6次小牧市総合計画の前期計画が終了する平成25年度末まで2年間延長した第4次小牧市行政改革大綱(改訂版)に基づき、行政改革を進めていますが、一方で、市長は「改革と創造」の市政の実現を目指し、マニフェストにおいて行政改革を断行することを掲げており、現在、その取組みを始めているところです。

そのため、マニフェストに掲げた行政改革項目の実現と第4次小牧市行政改革大

綱(改訂版)を推進するため、本市が重点的に取り組む行政改革の指針となる「重点改革プラン」を策定したとしております。

2の取組期間としては、市長の任期中の取組実績が明確になるように、平成23年度から26年度までの4年間としております。

2ページをご覧ください。

3の目的としては、「改革と創造」の市政の実現のために取り組もうとする行政改革は、行政を透明化し、無駄遣いを徹底してカットするとともに、市民満足度の高いサービスを提供し続けることができる機動性の高い組織・経営手法へと改革していこうとするものであるとしております。

また、市民の市政参画や市民協働を推進し、市民力を活性化する様々な仕組みを導入し、住民自治意識を高め、住民の自立と互助の精神に支えられた、創意と活力に富んだ地域自治の創造を目指すとしております。

そのため、「自治体経営改革」、「協働改革」、「行政サービス改革」、「財政改革」の4つの改革を柱として、市民税10%分＝約10億円の歳出削減・歳入確保を目標としております。その使い道としては、福祉・子育て・公共交通の充実や地域活性化など、時代の要請に応える重点施策を推進する財源として活用するとしております。

3ページをご覧ください。

重点改革プランの体系図となります。この図で網掛けをした項目を実施することにより、約10億円の歳出削減・歳入確保効果を生み出していくこととしております。

4ページをご覧ください。

4の取組内容として、先ほどの体系図の順番に、項目と具体的な取組内容を4ページから11ページまで記載してしております。時間が限られておりますので、項目名と具体的な取組内容を簡単に紹介させていただきます。

まず、(1)自治体経営改革ですが、①総合計画のあり方の検討について、具体的な取組内容は、今後の総合計画のあり方の検討としております。

②創造性・機動性の高い組織体制の整備について、具体的な取組内容は、組織改正(市長公室の新設)、「市政戦略本部」、「市政戦略会議」の設置、組織横断プロジェクトの活用、職員提案制度の充実、職務や能力、実績を反映できる給与制度の構築の5点としております。

③職員の定員管理の適正化について、具体的な取組内容は、定員管理の適正化、再任用職員の活用、職員給与の適正化、管理職の構造の見直しの4点としております。

④新たな行政評価の仕組みの構築について、具体的な取組内容は、外部評価、第三者評価の実施と経営分析手法の導入の2点としております。

⑤実行計画、予算、行政評価、人事評価が連携したシステムの構築について、具体的な取組内容は、項目名と同じく実行計画、予算、行政評価、人事評価が連携したシステムの構築としております。

⑥内部統制（リスクマネジメント）の推進について、具体的な取組内容は、全庁的なリスクマネジメントの実施としております。

⑦入札制度改革について、具体的な取組内容は、入札制度の見直しとしております。

⑧効果的PR（パブリック・リレーションズ）の実施について、具体的な取組内容は、「広報戦略会議」の設置、施策ごとの広報プランの策定、職員向けPR研修の実施の3点としております。

⑨議員と職員のやり取りの文書化について、具体的な取組内容は、議員と職員との「やり取り」は全て文書化するルール作りとしております。

次に、（2）協働改革ですが、①自治基本条例の制定について、具体的な取組内容は、項目名と同じく自治基本条例の制定としております。

②市民力の活用について、具体的な取組内容は、協働提案事業化制度の創設、地域協議会の創設、NPO・市民活動支援制度の充実の3点としております。

③市民との対話の推進について、具体的な取組内容は、情報公開の推進、定期的なタウンミーティングの開催、無作為抽出による市民討議会の開催、外部評価（行政評価市民公開フォーラム）の実施、団体等からの要望等の公表の5点としております。

次に、（3）行政サービス改革ですが、①窓口業務の改善について、具体的な取組内容は、市役所平日開庁時間の延長・休日開庁のあり方の検討、パスポート発行業務の開始、証明書発行業務等の利便化、市民相談総合窓口の設置の4点としております。

②公共施設の休業日の廃止について、具体的な取組内容は、公共施設の休日廃止としております。

③指定管理者制度の活用について、具体的な取組内容は、児童館、保育園への導入の推進としております。

④民間委託の推進について、具体的な取組内容は、ごみ収集業務の民間委託の推進としております。

次に、（4）財政改革ですが、①事務事業の見直しについて、具体的な取組内容は、行政評価手法等による事務事業の見直し（廃止・縮小）としております。

②経常的経費の節減について、具体的な取組内容は、項目名と同じく経常的経費の節減としております。

③公共施設のファシリティマネジメントの推進について、具体的な取組内容は、ファシリティマネジメントの専門部署の創設と公共施設長寿命化計画の策定の2点としております。

④公共工事のコスト縮減について、具体的な取組内容は、小牧市公共工事コスト改善プログラムの推進としております。

⑤補助金等の見直しについて、具体的な取組内容は、既存補助金等の見直しとしております。

⑥使用料、手数料等の見直しについて、具体的な取組内容は、使用料・手数料の見直しと自動販売機設置の入札化の推進の2点としております。

⑦税等の市民負担の公平化の確保について、具体的な取組内容は、市税等の収納率向上のための取組みの強化、基金や市債の適切な活用、都市計画税の税率の引き下げの3点としております。

12ページをご覧ください。

5の推進体制としては、重点改革プランに掲げる内容には、行政改革大綱に位置づけられている項目もあることから、行政改革大綱と整合を図りつつ推進していきませんが、取組期間が行政改革大綱と異なることや、より重点的に改革を進めることが必要なため、行政改革大綱の進行管理体制とは別に、市長を本部長とした市政戦略本部により強力で推進していくこととしております。

また、市政戦略本部の下部組織として、関係職員により構成した「重点改革プロジェクトチーム」を設置し、プランの具体的な取組内容の検討及び推進状況の調査を行い、必要に応じて市政戦略本部に付議・報告を行うこととしております。

以上で、重点改革プラン(素案)の説明を終わります。

次に、委員の皆様から、事前にご質問・ご意見をいただいております。それでは、お手元に配付しております資料4に沿って、順番に説明させていただきます。

No. 1「総合計画のあり方の検討」に関して、市長のマニフェストの関連のご質問をいただいております。回答としては、総合計画については、昨年8月に地方自治法の一部が改正され、議会の議決を経て基本構想を定める規定が削除されました。これは、今後、自治体ごとに基本構想の策定の必要性や手続きなどを決めていくことが望ましいとの地域主権改革の趣旨によるものです。また、マニフェスト型選挙が急速に広まる中、選挙により市民から負託を受けた市長が掲げるマニフェストと総合計画との整合をどのように図っていくのかという問題も解決しなければなりません。このため、外部の有識者を交えた自治体経営戦略会議において検討を進め、平成24年度中に方向性を示していきたいと考えておりますという回答としております。

次に、No. 2「職員の定員管理の適正化」に関して、適正化の明確な基準設定をのぞむという意見をいただきました。回答としては、本プランは、本市が重点的に取り組む行政改革の指針とするものであり、個別の項目の基準について記載していませんが、取組内容の中には、すでに第4次小牧市行政改革推進計画(改訂版)により指標や数値目標が設定されているものもございます。委員ご指摘の職員の定員管理の適正化については、第4次小牧市行政改革推進計画(改訂版)の中で、25年度までに、行政職職員の3%削減、再任用制度を活用した延べ人数として180人が設定されており、市としては当面この目標値を基準として取り組んでまいりますという回答としております。

次に、No. 3「新たな行政評価の仕組みの構築」に関して、行政評価市民公開フォーラムとかタウンミーティングなどの違いが分かりづらいとの意見をいただき

ました。回答としては、市では直接市民に市政の現状や課題を報告し、市政への理解を深めてもらうことを重視し、本プランの（２）協働改革 ③市民との対話の推進の具体的な取組内容に、タウンミーティング、市民討議会、外部評価（行政評価市民公開フォーラム）を記載しております。これら市民参加型の会議において、違いを分かりやすくするため、会議の開催に際しては分かりやすい広報に努めてまいりますという回答としております。

２ページをご覧ください。No. 4 「内部統制（リスクマネジメント）の推進」に関して、災害時の備えについて意見をいただきました。回答としては、内部統制（リスクマネジメント）とは、職員の不祥事や情報漏えいなど自治体を取り巻く多種多様なリスクについて、事前に想定できるものについて対応策を整えることであり、自然災害や事故などの事後対応を中心とする危機管理とは区別されるものです。委員ご指摘の自然災害への備えについては、本プラン（１）自治体経営改革②創造性・機動性の高い組織体制の整備の１つとして、平成24年４月に危機管理課を新設し、防災および危機管理体制の強化を図ってまいりますという回答としております。

No. 5 「入札制度改革」に関して、不正がおきかないような監視システムの確立についてご意見をいただきました。回答としては、公共入札におきましては、透明性・競争性・公平性の確保はもちろんのこと、事業者の健全育成についても、配慮が必要であると考えております。また、不正行為の排除につきましては、捜査機関等と連携を強化するなど、適正な入札執行に努めてまいりますという回答としております。

No. 6 同じく「入札制度改革」に関して、市の入札制度の基準や入札の対象範囲についてご意見をいただきました。回答としては、市の入札制度の基準となる小牧市契約規則については、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき作成しています。入札を行わない契約方法として随意契約があり、地方自治法施行令において、小額の契約や緊急の必要により競争入札に付することができないときなどの９項目について随意契約ができるとしております。なお、随意契約の要件に該当しない場合については、入札を行うこととなりますという回答としております。

３ページをご覧ください。No. 7 「自治基本条例の制定」に関して、策定メンバーや推進方法についてご質問をいただきました。回答としては、自治基本条例は策定プロセスが重要であり、策定段階から市民が主体となった体制の中で、条例の意義などを十分議論することにより、市民力を活性化する仕組みなど、本市の独自性を盛り込んだ条例を制定していきます。そのため、平成24年度には、公募市民からなる「自治基本条例のあり方研究会議」を設立し、約１年を目途に報告書のとりまとめを行います。そして、その報告書をもとに条文化を進め、市制施行60周年にあたる平成27年中の条例施行を目指したいと考えていますという回答としております。また、制定方針については、本日配布させていただきました資料のとおりでありますのでご参照ください。

No. 8 「指定管理者制度の活用」に関して、施設の利用者満足度や評価について

ご意見をいただきました。回答としては、指定管理者制度については、平成20年に策定した「指定管理者制度に関する指針」に基づき導入されていますが、現在、指針の改正を進めているところです。委員ご指摘の利用者満足度と評価の関係については、指針の見直しの中で、①指定管理者による利用者アンケートの実施、②市による評価及び改善指導、③評価結果の公表などを盛り込み、より効果的・効率的な施設の管理運営及び利用者へのサービス向上を図ってまいりますという回答としております。

No. 9 同様に「指定管理者制度の活用」に関して、何かあったときの保障と病児保育についてご意見をいただきました。回答としては、病児保育については、平成22年度から「はやしこどもクリニック」に業務委託し、年間約300人に利用されていますが、指定管理者制度を活用した病児保育の実施については、今後の参考とさせていただきます。また、指定管理者に損害賠償責任保険への加入を義務づけるように、「指定管理者制度に関する指針」の改正を進めているところだという回答としております。

4 ページをご覧ください。No. 10「公共施設のファシリティマネジメントの推進」に関して、公共施設長寿命化計画についてご質問をいただきました。回答としては、公共施設については、建物の躯体や設備に不具合が生じてから修繕を行うのではなく、計画的かつ予防的な修繕（予防保全）を実施することで必要最小限の工事で済み、予算の平準化とコスト縮減が可能となります。既設建物の劣化状況等を踏まえ、目標耐用年数までの改修（修繕）時期等を想定する保全計画及び今後新設する建物の構造や設備等の長寿命化に向けた指針等が長寿命化計画になりますという回答としております。

No. 11「補助金等の見直し」に関して、補助金のあり方の検討についてご意見をいただきました。回答としては、補助金の見直し及び行政評価の結果等を参考に、随時その公益性・必要性・公平性・費用対効果を十分検討した上で、適正な執行に努めております。具体的には、目的を補助対象者等に周知し、目的が達成された補助金や公平性の薄れた補助金を廃止しております。また、新設の補助金は、「終期設定」の徹底を図り固定化及び既得権化を抑制しております。補助金の見直しとしては、①毎年当初予算査定時に、新設補助金の「終期設定の徹底」を図ること、②5年に1度、補助金全般に対し担当課ヒアリングを実施し、見直しを行った結果を、予算に反映させることとしておりますという回答としております。

このほか、議員と職員のやり取りの文書化について、「文書化は必要です。情報公開をお願いしたい。」とのご意見もいただいております。

以上で、議題(1)重点改革プランの策定について説明を終わります。

(稲垣会長)

ただいま、事務局から重点改革プランの策定についての説明と事前質問に対する回答がありました。

ご意見・ご質問等ありましたら発言をお願いします。

(松浦委員)

地域3あい事業で補助金をいただいている立場からすると、活動には継続性があり、一年では目標を達成できません。市としては一年区切りの予算でやっていきたいとの考えがあるとは思いますが、補助金をいただいている立場からすると、予算を一年でしめるのではなく、予算が残ったときは貯めて、他に使うことができるような継続性のある補助金を出していただけると、もっとお互いに協力して助け合いのまちづくりができていくのではないかと思います。

(財政課長)

補助金につきましては、団体から出していただく事業計画、予算等に基づいて、適正な金額を交付しております。また、それに基づき、予算を組んで、執行させていただく形ですので、参考として検討させていただきたいと思いますが、基本的にはそのような考え方で執行しております。

(松浦委員)

それはそれで、助かる補助金もあるのですが、なかなか継続的に活動するとなると難しい面があります。

(松田委員)

職員の定数についてですが、今、色んな動きがある中で、職員の方の中で、意識が少し停滞している方が見受けられます。そのあたりについて、いかに研修などで対応できるか、極端に言えば、落ちこぼれのような職員ができないように、事前に厳しく対応していただくとともに、フォローしていただきたいと思います。職員の方の意識が下がると、全般的な市の能力が落ちることが懸念されます。大きな組織ですので、そのように意識が下がる職員が出てこないように、事前の状況づくりをぜひお願いしたいと思います。

(人事課長)

委員のおっしゃるとおりであります。現在、人事評価が数年前から始まっており、その人事評価の中で職員を時には厳しくフォローするなど、人材育成をしており、引き続きよりよいものにしていきたいと考えております。

(松田委員)

ある意味では、個人のプライバシーまで及ぶのは問題ですが、評価の仕方などがある程度公表していただくことにより、職員も基準や目標が見えると、努力する方向が分かるかと思います。目標設定や指導の状況、基準等を公表できるところまで公表し、市民にも見えるようになれば、市民も色んな意味で応援や協力もできるのではないかと思います。

(稲垣会長)

その他、ご意見等ございましたら、発言をお願いします。

(上田委員)

入札制度の改革についてですが、昨年12月にお願いした側道のグレーチング1枚の修理に、完成まで3ヶ月かかっております。その理由について業者に聞きますと、入札に時間がかかってとのことであり、それでは市もなかなか仕事がやりにくい、大変だなと感じました。大きな工事はもちろん入札制度でやるべきですが、小さな案件については、市で判断して随時実施していかないと、どんどん物事が遅れていってしまいます。

もう1件、5年前に農業用水があふれて土壌浸食が起き、N T Tの電柱も傾きかけている箇所がありまして、区長を通して市に打診しましたが、まだ工事が行われていません。N T Tは連絡後すぐに対応されていきました。このような案件は工事も高額になるでしょうから、入札でやるべきとは思いますが。いずれにしても、案件によって区別し、早く手を打つことが大事かと思えます。

(総務部次長)

委員お尋ねのグレーチングの件は、3ヶ月は確かにかかりすぎだと思えます。確認したところ、たまたま今の件は、グレーチングを注文した後に製作するなど特殊な事情があったようであります。一般的な工事については、予定価格が130万円以下については随意契約、130万円を超えると指名競争入札、さらに3,000万円を超えると制限付一般競争入札となります。随意契約の場合は、業者に通知してから一週間くらいで契約できる形になっており、小額の工事については今後も機動的に取り組んでまいります。

災害等で復旧等が必要な場合は、もちろん随意契約の中でも特定の業者一社と契約できる規定となっておりますので、なるべく市民の皆様にご不便をおかけしないような体制を整えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

(上田委員)

よく存じております。結構かと思えます。

(稲垣会長)

その他、ご意見等ございましたら、発言をお願いします。

(落合委員)

プランの文章中に、「市長が～」とよく書かれている。口頭説明する際にそういう台詞が使われることはありますが、文章中に書くのはいかがなものか。1年も前のマニフェストにこだわりすぎると、良い仕事はできないと思えます。マニフェストは選挙で候補者を選ぶ際に候補者の考えを知るためのものであり、市民はマニフェストに多少気に入らない部分があっても誰かに投票するわけです。そういう意味

で、今、マニフェストについて一生懸命取り組んだとしても、先行き無理が生じてくるのではないかと思います。選挙から1年経ち、市長も勉強されているとは思いますが、スーパーマンではないのだから、市長が細かいことまで指示を出していたら、市は良い仕事はできない。やはり外に出る文章に「市長が～」と出しすぎるのはどうかと思います。これは意見ではありませんが、せっかく公開で開催されているため、私の感じたところを話させていただきました。

(稲垣会長)

ありがとうございます。では、伊藤委員、ご意見等ございましたら、発言をお願いします。

(伊藤委員)

意見ですが、職員の定数、効率化という部分がありますので、窓口のワンストップサービスなどについてもふれられると良いのではないかと思います。

(稲垣会長)

ありがとうございます。後藤委員、ご意見等ございましたら、発言をお願いします。

(後藤委員)

この重点改革プランの位置づけについては、私は第4次行政改革大綱(改訂版)のより重点的な項目を抜き出して、その項目に対して具体的にどう対応していくかという話だと思っていたのですが、1ページの図を見るかぎり、最終的には重点改革プランがメインとなってくるような書き方となっている。そこで、まず、第4次行政改革大綱(改訂版)と重点改革プランの位置づけと役割がそれぞれどのようなものか説明していただきたいと思います。

(市政戦略課長)

第6次小牧市総合計画は第4次行政改革大綱に基づき策定されていることから、整合が図られているということがありまして、あえて第5次行政改革大綱を策定せずに、第6次小牧市総合計画の前期計画が25年度までなので、第4次行政改革大綱を時点修正したうえ、25年度まで2年間延伸したものです。落合委員からもご指摘ありましたように、市の行政計画というのは長期にわたってあるなか、市長選があり、マニフェストを掲げて新たな方針が出てきており、その中には、従来の第4次行政改革大綱の中にあるものもないものもあります。位置づけとしては、全体的な計画としては総合計画とマニフェストがあり、総合計画の流れからくる第4次行政改革大綱と、市長のマニフェストの流れからくる市長の行政改革という2つの流れがあります。これらの2つの流れの整合を図るため、自治体経営改革の中で、24～25年度に仕組みをきちんと整理し、26年度からは一本化を図りたいと考えております。市の進める行政改革と一体でなく、市民の方から見ると分かりにくいという

のは委員ご指摘のとおりであります。しかしながら、一本化を図るためには、ある程度、議論と時間が必要であり、自治体経営改革戦略会議の中で整理を図れるよう進めていきたいと考えております。今は暫定的な措置ということでご理解いただきたいと思ひます。

(後藤委員)

市長が変わったということで、このまま引き継がねばならないことと、新たにやりたいものということで、今は暫定的な状況としてやむを得ない状況かと思ひます。ただ、そう理解していただける方はいいのですが、おそらく初めて聞くと重複したことをまた名前を変えてやっているという感じるわけで、効率性の面からもどうなのかと捉えられると思ひます。今のお話は説明としては非常に苦しいと思ひます。将来的に無駄が生じないようにあえて今、時間をかけて整合性をとっていくと上手く説明しないと市民からも理解を得られないところがあると思ひます。

また、目標額10億円ということで、プランには職員の人件費や外部への委託、自らの経費削減等が掲げられていますが、各項目について、具体的な積算があり、積み上げた結果、おそらく10億円は削減できるだろうという何か根拠があれば教えていただきたいと思ひます。

(市政戦略課長)

10億円というのは、あくまでも目標額であり、積み上げた結果の額ではございません。重点改革プランという指針に基づき、今後、10億円という高い目標に向け、プランの網掛け項目を中心に、金額を試算してまいります。目標がないと、例えば3億円の効果が出た際に、もう十分改革したという話になってしまうかもしれません。各項目の試算を積み上げ、目標額に足りない場合は、もっと工夫し、知恵を絞り、経費節減に取り組んでいくこととしております。

(後藤委員)

市民税10%というのと、なんとなくどこかの市と同じイメージなのですが。今のお話の中で、目標額まで効果が出ないのか、本当はもっと効果が出るのに出さないのかというところかと思ひますが、数値目標は大変重要ですので、ぜひもう少し詳細な話になった時には具体的に案が出るように進めていただきたいと思ひます。

(稲垣会長)

ありがとうございます。萩原委員、ご意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

(萩原委員)

意見ですが、5ページ目の「実行計画、予算、行政評価、人事評価が連携したシステムの構築」について、私はとても良いと思ひています。その理由は、行政評価がよく取り上げられますが、行政評価は終局目的ではなく、評価したことをいかに

アクション、再実行していくのが大切です。行政評価の結果をいかに反映させていくか、そういうシステムを早急に構築していただきたいと思っていましたので、この項目はとても良いと思いました。

2番目に、10ページの行政評価手法等による事務事業の見直し（廃止・縮小）について質問ですが、「廃止・縮小」と書きますと、廃止・縮小ありきとなってしまいう気がします。事務事業そのものは、行政が公共性のある事業として担ってきたわけですから、安易に廃止・縮小を目的にしてしまうのはよくないと思いますので、この「廃止・縮小」は削除してはいかがでしょうか。

次に、事前質問の中で、自然災害の話がありましたが、東海地方では地震が非常に懸念されています。要援護者に関する災害リスク、事前改善策、あるいは個人情報との関係、一人暮らしの高齢者の方への対応など、この重点改革プランの中に震災の関係の改革があっても良いのではないのでしょうか。安心・安全を掲げる小牧市であるならば、災害に対する対応策をもっと全面に出してもいいのではないのでしょうか。どうしてもこの重点改革プランを見ると、「お金」というものが目に見えてきてしまうので、それよりももっと大切なものがあるのも良いのではないかと私は思います。これは意見になってしまいましたが、例えば、事前質問の中にもありましたが、災害時の訓練、自主防災活動の取組みの積極化などの方向性があれば良いのですが、本プランの中で何もないと残念な気がします。

最後に、自治基本条例の制定が簡単にふれられましたが、大切なことかと思しますので、時間があれば簡単にご説明いただければと思います。

（市政戦略課長）

まず、10ページの行政評価手法等による事務事業の見直しの中で、廃止・縮小ありきに読めるとのお話がありました。今年度外部評価を実施しまして、判定方法が分かりづらいというようなご意見を委員や市民の方からいただきました。平成24年度に行おうとする外部評価について、判定方法を整理していく中で、廃止・縮小だけでなく、拡大、現状維持という区分も設けており、廃止・縮小ありきで考えておりませんので、今のご意見を参考に、検討させていただきます。

次に、災害について、重点改革プランでふれられていないというご指摘がありましたが、そうかといって市が災害について軽視しているわけではございません。事前質問の中でも、平成24年4月から危機管理課を新設すると簡単にご説明しましたが、この危機管理課は、従来消防本部の防災課が所管していた事務、防災訓練や水防訓練などと、総務課の国民保護の事務を統合した上で、市長に近い部局である市長公室に危機管理課を新設し、災害時の体制を強化しております。内容については、24年度に課ができた後、取り組んでまいりたいと思います。

（協働推進課長）

自治基本条例について、本日配布させていただきました制定方針に基づいて簡単に説明させていただきます。自治基本条例については、私どもが把握しているかぎ

り、愛知県内36市中11市が定めており、これに続いて小牧市でも制定していこうとするものであります。

制定方針の1ページ目をご覧くださいと、近年の社会情勢としては、「地域主権時代の到来」、「人口減少と少子高齢化」、「集団から個の時代へ」があり、小牧市におきましても市長のマニフェストに掲げております様々な改革を推進していこうと新しい取り組みを取り入れようとしています。また、協働についても市民の意識が高まってきておりまして、様々な取り組みを進めようとしています。

2ページ目をご覧ください。ここでは、条例制定の趣旨としまして、「地域主権時代への対応」、「新しい公共システムの構築」、「選択と集中による市政運営」の3点掲げてございます。自治基本条例については、条例の性質に鑑みて、行政主体ではなく、市民とともに作り上げていくということで、意義や意味について市民の皆様と十分議論した上で、市民による立法を目指したいとしております。

3ページ目をご覧ください。こちらでは、条例制定の意義として、先ほどの条例の趣旨に対応した観点から、3点を掲げております。まず、1点目は「本市に即した分権型システムの構築へ」ということで、「個性と魅力あふれるまちづくりの促進」をはじめ5項目を掲げております。次に、2点目の「協働によるまちづくりへ」ということで、「役割等の明確化」など3項目を掲げております。続きまして、3点目の「わかりやすい市政へ」ということで、「小牧のまちづくりの方向性の共有化」をはじめ3項目を掲げております。これらの意義を達成するために条例の制定を進めていこうとするものです。

5ページ目をご覧ください。検討体制に書かれている「条例のあり方研究会議」については、平成24年度に全市民公募による市民会議を立ち上げまして、この市民の皆様が中心となって、ワークショップやパブリックインボルブメントという手法を用いまして、自主的かつ自由な研究を行って、その成果を約1年かけてまとめていただく予定です。

続きまして、6ページをご覧ください。平成25年度に「自治基本条例起草会議」というものが書かれておりますが、これは「条例のあり方研究会議」の提言を受け、各種団体や学識者によるメンバーにより、具体的に条例案の検討を進めていきます。

「自治基本条例検討プロジェクトチーム」は庁内組織であり、庁内の関係課によるチームを立ち上げ、「自治基本条例起草会議」と連携をとりながら条文化を進めることを考えております。そういう手続きを踏まえまして、平成27年中に条例を制定したいと考えております。

条例の作り方については、県内でも様々な方法がとられていますが、小牧市については小牧市独自のものを作りたいということで、可能な限り市民の方からご意見を伺いつつ、様々な関係者を巻き込みまして、条例を作っていきたいと思っております。

(萩原委員)

自治基本条例の制定については、第4次小牧市行政改革大綱(改訂版)の中ではふれられておらず、新たにこの重点改革プランの中で出されたわけですね。ある意味、市長の主導型というか、市長のマニフェストを実行するために有効だと理解してよろしいですか。

(協働推進課長)

はい。

(萩原委員)

行政改革大綱や推進計画書のみでは、実効性が伴わない、自治基本条例を制定することによって、より行政改革が推進できるものですか。私は自治基本条例について、否定的ではないのですが、行政改革の流れの中で、重点改革プランにおいて自治基本条例の策定について取り組む根拠を教えてくださいませんか。

(協働推進課長)

条例にするということは、まさに市民・議会・行政の共通のルールにするということです。行政改革大綱(改訂版)に色々なことを記載しておりますが、これはあくまでも現在のところは市長がやると決めて進めようとしていることであります。必要なものについては、システム化や制度化をして、市民・議会・行政のお互いの共通のルールとして活用する仕組みが条例であり、条例化することにより一つ上のルールづくりをするということになるかと思えます。

(稲垣会長)

ありがとうございます。他にご意見・ご質問等はございませんか。

(落合委員)

プランの中に、「戦略」という言葉が書かれていますが、市役所が戦う相手は誰なのか、市民相手に戦うわけではないでしょうし、わけが分からないと思います。まだ、企業が「戦略」という言葉を使うのなら分かりますが、市が使うことについて、どのように考えていますか。

(市政戦略課長)

「戦略」という言葉のご質問ですが、「戦略」に対して「戦術」という言葉があります。「戦術」はわりと短期的な見方、「戦略」は中長期的な見方という意味合いがあり、国においても「戦略会議」などの言葉を用いています。「戦略」という言葉に対して、どうしても戦争というイメージを持っている方もみえますが、行政というのは単年度で物事を考えてしまうところがあり、今後は行政においても3年から5年という中長期的な見方をしていかなければならないとの意味で、国でも使われております。自治体の中でも、少しずつ使われてきていますので、今後、一般的な用語になるのではないかと考えております。

(稲垣会長)

その他、ご意見・ご質問等ありましたら、発言をお願いします。

～意見なし～

(稲垣会長)

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。重点改革プランの策定については、本推進委員会の意見を踏まえまして、より良いものとしていただきますよう強くお願いし、議題(1)を終了します。

次に、次第4その他について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

今後の予定ですが、本日、皆様からいただいたご意見を踏まえまして、重点改革プランを修正し、市長を本部長とする市政戦略本部に諮り、決定後、スタートいたします。

また、本日の会議内容については、事務局でとりまとめ、会議録を各委員あてにご報告させていただき、その後、市のホームページに掲載させていただきます。以上です。

(稲垣会長)

委員の皆さんの方から何かございますか。

～意見なし～

(稲垣会長)

意見もないようですので、本日は、これで終了といたします。ありがとうございます。それでは、事務局にお返しします。

(事務局)

本日はお忙しい中、長時間にわたり、また、多くの貴重な意見をいただきありがとうございました。

今後とも皆様にご協力いただき、事業を推進していきたいと思っております。

本日はありがとうございました。